

# 1-1|三島駅

[三島市]

場所  
関連計画

三島市  
三島駅北口周辺地区計画、三島駅南口周辺地区計画、三島市景観計画  
三島市屋外広告物条例(特別規制地域、普通規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



のぼり旗が乱立している。



2枚の看板を並べて1つの広告として表示しており、相互間距離違反となっている。



市条例施行により不適格となっていた屋上看板。



効果あり

のぼり旗が撤去されすっきりとした。



効果あり

指導により相互間距離違反などが是正された。



効果あり

指導により改善されたが、費用が掛かるため構造体は残ったままとなっている。

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

三島市景観計画に基づく規制誘導(良好な景観の形成に関する方針)(市)

三島市屋外広告物条例に基づく規制誘導(市)

屋外広告業者に対する指導(県、市)

無電柱化の検討  
[県、市、地域住民、事業者]

無電柱化の推進  
[県、市、地域住民、事業者]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



三島駅南口西街区及び東街区で再開発事業等が計画されており、三島市の顔である三島駅南口周辺の景観が大きく変わろうとしている。市民、事業者、行政の協働により景観形成に注力してきた三島市の顔にふさわしい景観となるよう努める。  
また、三島駅南口から南に延びる(都)三島駅前通り線においても、電線類地中化事業及び既存アーケード撤去に向け行政と地域住民などによる協議が行われている。

## 代表的な視点場からの景観



三島駅南口駅前広場から三島駅舎を望む景観。駅舎の屋根は三嶋大社を模したものとなっており、広場にはケヤキなどの高木や水の仕掛けなどもあり、三島市の顔にふさわしい景観となっている。

## 課題



・三島駅南口周辺は商業地域であるため、屋外広告物の規制が緩やかな地区であり、店舗の入れ替わりなども多いことから、屋外広告物の適正な誘導や指導がこれまでに必要となっている。  
・三島駅周辺は駐車場需要が多いことから、空いている土地が時間貸しの駐車場になるケースが多く、掲出される看板類も含め景観への影響が懸念される。

## 評価

三島駅前には屋外広告物の規制が緩やかな地区であるが、平成24年の市条例施行後は、南口周辺に多く見られる不適格となっている屋上看板についても、指導を行ってきた結果、徐々に是正されている。  
また、三島駅周辺は商業的な地域であり、店舗も多く、のぼり旗が目につくことが多いが、是正指導により道路にはみ出していたのぼり旗が減るなど効果が表れているため、今後も継続的に周知・指導をしていく必要がある。  
平成21年から道路整備工事を行っている(都)下土文交線と駅から少し離れるが(都)三島駅北口線において、電線類地中化事業を進めており、富士山眺望が確保されている。



# 1-2|新富士駅

[富士市]

場所  
関連計画

富士市  
新富士駅南地区計画、富士市景観計画、富士市屋外広告物条例(特別規制地域、普通規制地域、景観形成型広告整備地区(H25.4))



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



眺望を阻害している広告塔。(H25年度当初)



景観形成基準に準拠するよう誘導してゆく。(H26年度当初)



清掃等が行き届いており、今後も維持していく。(H27年度末)



効果あり

店舗変更とともに広告塔が撤去。(H25年度末)



効果あり

店舗が変わり、景観形成基準に準拠したデザインになった。(H26年度末)



清掃等が行き届いており、今後も維持していきたい。

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

現状分析

案内看板のデザイン統一化・集約化[施設管理者、県、市、事業者]

施設周辺の修景(清掃、樹木、民間施設)[施設管理者、市、地域住民、事業者]

視点場の選定、整備、維持管理[施設管理者、市、地域住民、事業者]

違反広告物の是正指導[県、市]

富士市屋外広告物条例(景観形成型広告整備地区)に基づく規制誘導[市]

景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



新富士駅北側の改修工事  
新富士駅南地区の区画整理事業  
屋外広告物の是正指導

## 代表的な視点場からの景観



## 課題

区画整理事業に伴い、建物・工作物などの申請の際に景観形成基準に準拠するよう誘導することが必要となる。

## 評価

景観形成型広告整備地区の指定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。

新富士駅北口から富士山を望む方向で、眺望を阻害していた屋外広告物などの是正指導を行い、撤去されたことによって富士山眺望が大きく改善された。

この地区は富士市の玄関口となる為、今後さらに整備していく。

B

# 1-3|沼津駅

[沼津市]

場所  
関連計画

沼津市  
沼津駅北第一地区計画、沼津市景観計画(景観形成重点地区)、  
沼津市屋外広告物条例(普通規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



休憩スペースの緑化が不十分  
(H26年度当初)



緑地帯の管理が不十分(平成26年度当初)



駅周辺総合整備事業に伴う区画整理  
(H28年度当初)



看板が壁面から突き出しており危険  
(平成26年度当初)



効果あり

緑化が推進された。(H27年度末)



効果あり

植栽を各課で保全、改善が見られた。  
(平成26年度末)



効果あり

景観計画に則った駐車場の整備を行った。  
(H29年度末)



効果あり

管理者に連絡し、是正指導を行った。  
(H27年度末)

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

沼津駅周辺総合整備事業の推進[県、市、施設管理者]

沼津市景観計画に基づく規制誘導(沼津駅周辺地区の景観形成基準)[市]

沼津市屋外広告物条例の制定[市]

沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]

屋外広告業者に対する指導[県、市]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



区画整理による建物の新築や建替等  
に対して、沼津駅周辺地区景観形成基  
準に則った誘導を行う。  
加えて、未申請の屋外広告物に対し  
て指導を行っていく。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



沼津駅周辺総合整備事業の遅  
れが見られるため、事業の進捗  
に併せ、景観誘導を適切に行う  
必要がある。

## 評価

沼津駅周辺は、沼津市景観計画において景観形成重点地区と  
なっている。  
今後、沼津駅周辺総合整備事業の進捗に併せ、必要に応じて、  
景観計画の見直しを行う。

B

# 1-4|富士宮駅

[富士宮市]

場所  
関連計画

富士宮市  
富士宮市市景観計画、富士宮市屋外広告物条例(特別重点規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



老朽化したペDESTリアンデッキ  
(H25年度当初)



ペDESTリアンデッキに掲出されている横断幕  
(H25年度当初)



富士宮駅前(玄関口)の景観改善(H27年度当初)



浅間町公園着手前の様子



ペDESTリアンデッキの塗装補修  
(H25年度末)



横断幕が除去され景観計画に適合した色彩の駅前交流センターが整備された(H25年度末)



改善後の建物(H27年度末)



浅間町公園完成

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

鉄道高架事業[施設管理者、県、市]

富士宮市景観計画に基づく規制誘導[市]

富士宮市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]

屋外広告業者に対する指導[県、市]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



・周辺風景の適切な維持管理

## 代表的な視点場からの景観



ペDESTリアンデッキからの富士山眺望

## 課題

- ・現状景観の適切な維持管理
- ・市景観条例や市屋外広告物条例に基づく規制誘導
- ・景観重点地区指定の検討
- ・富士山眺望の改善

## 評価

建築物の改修や公園整備により、景観形成に活性がもたらされた。

B

# 1-5|駿河小山駅

[小山町]

場所  
関連計画

小山町  
小山町景観計画  
静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



駅前周辺の公共施設



殺風景な駅前通り(H26年度当初)



駅前周辺公共施設のリニューアルについて、地元住民による検討会を実施(H26年度中間)



リニュアルした公共施設で、賑わい創出のためのイベントを実施



内陸フロンティアを拓く取組みにおいて推進区域として指定を受ける。(第4次指定)

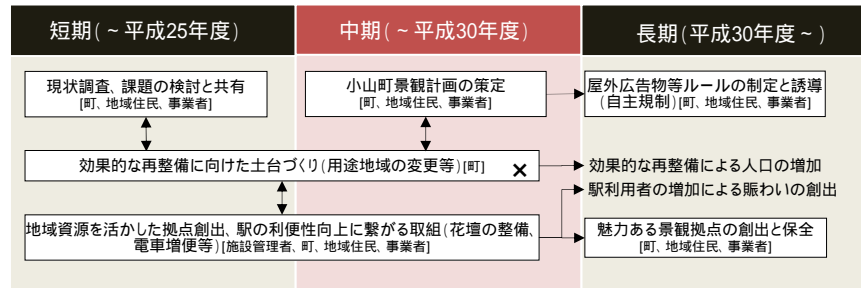


小山町景観計画を策定

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



駅前周辺地域で、防災機能を備えた工業用地整備及び観光交流施設の機能を強化を図るため活性化基本計画策定を検討する。  
また、観光地エリア景観計画を策定し、観光地としての景観整備や駅周辺の緑化等により、駅前周辺の良好な景観形成を図る。



## 課題



- ・駅周辺緑化事業に特化した地元団体との協体制づくり
- ・駅前通りの賑わい創出

## 評価

内陸フロンティアを拓く取組みにおいて、推進区域として指定を受けた。また、景観計画を策定し景観形成を進めている。  
地元住民と駅周辺についての検討会を実施し、公共施設のリニューアルや賑わい創出のためのイベントが実施されたことで、駅や駅前周辺地区に対する意識が高められた。

## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



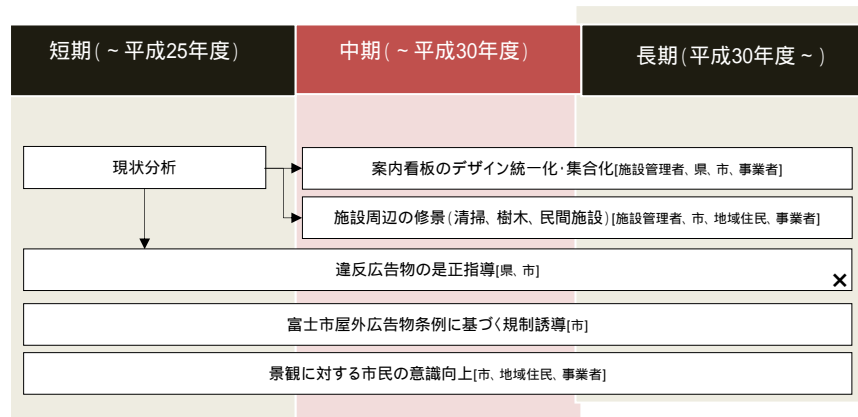
清掃等が行き届いており、今後も維持していく。  
(H27年度末)



清掃等が行き届いており、今後も維持していきたい

## 今後の取組予定箇所・今後の方針

屋外広告物の是正指導が必要



### 課題

- ・建物・工作物などの申請の際に景観形成基準に準拠するよう誘導
- ・施設周辺の清掃

### 評価

景観形成型広告整備地区の指定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。  
広告物などの是正指導を行い、富士山眺望が保たれている。



# 1-7|東名沼津IC

[沼津市]

場所  
関連計画

沼津市  
黄瀬川沼津インター線沿道商業地区計画、沼津市景観計画、  
沼津市屋外広告物条例(景観形成型広告整備地区、特別規制地域)



短期(～平成25年度)	中期(～平成30年度)	長期(平成30年度～)
	沼津市景観計画に基づく規制誘導(市)	
沼津市屋外広告物条例の制定(市)	沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導(市)	
	屋外広告業者に対する指導(県、市)	

## 代表的な視点場からの景観



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



緑化が不十分。(H26年度当初)



案内看板(平成26年度当初)



組み合わせ看板(H27年度当初)



案内板に図面がない。(H26年度当初)



効果あり

緑化の改善が見られた(平成26年度末)



効果あり

ガイドラインに則った看板に是正指導。(H28年度末)



効果あり

適正な看板に是正済み。(H29年度末)



ガイドラインに則った看板に是正指導。(H28年度末)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



平成30年度より、静岡県の規制に併せ、伊豆縦貫自動車道を景観形成型広告整備地区に指定したことから、対象となる事業者に対し、指導を行う。加えて、周辺に彩度の高い色彩を使用した建築物が多いことから、景観計画に基づく規制誘導について、検討する。

## 課題



東名沼津IC北側地域の事業所において、未申請の屋外広告物が多数見受けられることから、指導を行っていく。

## 評価

平成30年度より、沼津市屋外広告物条例の規制の変更を行い、当該地区を景観形成型広告整備地区に指定したことから、屋外広告物の調査・啓発と併せ、指導を行っていく。

B

# 1-8|東名裾野IC

[裾野市]

場所  
関連計画

裾野市  
裾野市景観計画(H25.4)、  
裾野市屋外広告物条例(特別規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



建築物・工作物については、景観形成基準に準拠するよう指導(H25年度当初)



新設された建築物の壁面広告は基準に適合している。(H25年度末)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針

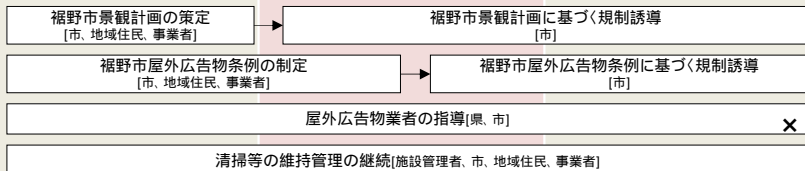


当該地はIC周辺にも関わらず、案内広告等の屋外広告物が極めて少なく建築物等も景観に配慮した色彩となっているものが多い。  
また、IC周辺主要道路を、周辺に立地する企業が定期的に清掃活動を実施しており、良好な景観を形成している。  
今後も現状を維持管理していく。

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)



## 課題

引き続き、清掃活動や現状の景観を継続・維持していく。

## 評価

当該地はIC周辺にも関わらず、案内広告等の屋外広告物が極めて少なく建築物等も景観に配慮した色彩となっているものが多い。  
また、IC周辺主要道路を、周辺に立地する企業が定期的に清掃活動を実施しており、良好な景観を形成している。





# 1-9|東名御殿場IC

[御殿場市]

場所  
関連計画

御殿場市  
御殿場市総合景観条例(景観整備重点地区)

## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



派手な外観が富士山の玄関口としてはふさわしくない(H27年度当初)



集合看板群が壁のように掲出されている(H27年度当初)



雑草状態が放置されていた(H26年度当初)



何にも利用されず、更地となっていた。(H26年度当初)



景観形成基準に適合した外観の建築物になった。(H29年度頭)



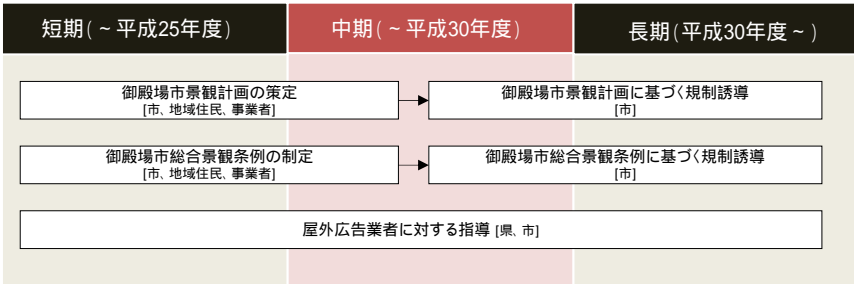
高さや相互間距離を基準内に抑え、圧迫感が軽減された(H29年度末)



フラワーボットの設置により、華やかな雰囲気になった。(H29年度末)



御殿場市景観計画に適合した建物が建築された。(H27年度末)



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・違反広告物指導の継続を徹底・強化する。
- ・美化作業について、行政・地元で協力体制を継続する。
- ・御殿場市の出入りにふさわしい景観を目指す。

## 代表的な視点場からの景観



Before (H24末)



After (H29末)

## 課題



・屋外広告物申請者への周知が徹底されていない部分がある。

## 評価

国道138号沿道及びインター出口周辺は、御殿場市の景観整備重点地区であり、既存不適格広告物は大幅改善されている。長年協議を継続していた集合看板群の改善と、御殿場インター出口店舗の屋外広告物及び外壁色彩の改善は、当地区の景観向上に大きくつながった。

また、国道138号御殿場市東山地区美化の会と国、市によるボランティアサポートプログラムを締結した。本活動の除草作業やフラワーボットの設置により、当市の出入りにふさわしい景観を形成している。

一方で、違反広告物の改善状況は滞っている状況である。今後は、屋外広告物申請手続きの更なる周知と、違反広告物指導を徹底して行く必要がある。





## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



阻害するものがない状況を維持していく。(H27年度当初)



IC出口の案内図板を最小限に誘導(H27年度当初)



効果あり

景観を阻害するものがない状況を維持していく



効果あり

IC出口の案内図板を最小限にするようにしていきたい

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



インター周辺地区の区画整理事業  
屋外広告物の是正指導

短期(～平成25年度)	中期(～平成30年度)	長期(平成30年度～)
現状分析	案内看板のデザイン統一化・集合理化[施設管理者、県、市、事業者]	
	施設周辺の修景(清掃、樹木、民間施設)[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	違反広告物の是正指導(県、市)	
	富士市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]	
	景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]	

## 課題

- ・インター周辺の区画整理にあわせ、建物・工作物などの申請の際に景観形成基準に準拠するよう誘導することが必要
- ・屋外広告物の是正指導

## 評価

新富士インター周辺区画整理事業にあわせ、景観形成型広告整備地区の指定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。広告物などの是正指導を行い、富士山眺望が大きく改善された。

## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



沼津土木事務所とのパトロール  
白板及び柱、違反屋外広告物が目立つ。  
(H27年度)



沼津土木事務所とのパトロール  
白板及び柱、違反屋外広告物が目立つ。  
(H27年度)



沼津土木事務所とのパトロール  
白板及び柱、違反屋外広告物が目立つ。  
(H27年度)



IC周辺への物流倉庫建築にあたり、景観計  
画策定前であるが、色彩や外構の検討を  
行った。(H26年度)



白板及び柱、違反屋外広告物はすべて撤去  
された。(H29年度末)



白板及び柱、違反屋外広告物はすべて撤去  
された。(H29年度末)



白板及び柱、違反屋外広告物はすべて撤去  
された。(H29年度末)

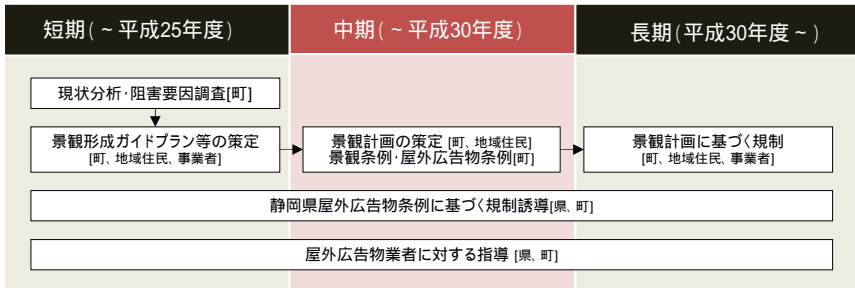


事前協議に基づき、色彩や外構について景  
観へ配慮されている。(H27年度末)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



引き続き屋外広告物パトロールを行い、  
現状を維持する。  
また、周辺の土地利用において町の玄  
関口にふさわしい景観へ誘導する。



## 課題

・特になし

## 評価

屋外広告物について、白板及び柱、違反屋外広告物はすべて  
撤去(整除)することができた。  
また、H27年度に景観計画における景観形成重点地区に指定  
し、地域の玄関口にふさわしい景観への誘導を進めている。



# 2-1|新東名駿河沼津SA [沼津市]

場所  
関連計画

沼津市  
沼津市景観計画  
沼津市屋外広告物条例(特別規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



駿河湾沼津SA(上り)の看板。背後の丘陵地より高く目立っている。(H25年度当初)



駿河湾沼津SA(下り)の看板。背後の丘陵地より高く目立っている。(H25年度当初)



案内看板の整備(H25年度末)



NEXCOの協力により、ガソリンスタンドの広告塔を建物の高さに合わせて改修(H25年度末)



案内看板の整備(H25年度末)

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

沼津市景観計画に基づく規制誘導(市)

沼津市屋外広告物条例の制定(市)

沼津市屋外広告物条例に基づく規制誘導(市)

屋外広告業者に対する指導(県、市)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



引き続き、NEXCO中日本と協力し、景観の保全を行っていく。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



周辺市道の劣化が見られるため、補修を行う必要がある。

## 評価

平成28年度末に駿河湾沼津スマートインターチェンジが開通したことから、新たに設置する案内看板に対する規制誘導や緑地帯の保全を行い交通拠点としての整備に併せ、景観についても整備を進める。

B

# 2-2|東名足柄SA(上り)

[御殿場市]

場所  
関連計画

御殿場市  
御殿場市総合景観条例(一般規制地区)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



一部店舗の広告物の色彩が必要以上に派手である。(H26年度当初)



周囲の景観を乱さないよう屋外広告物等を設置している。(H27年度当初)



周囲の景観を乱さないような広告物の高さになっている。(H27年度当初)



該当屋台は撤去されたが、のぼり旗が目立つ為、今後の課題とする。(H29年度末)



H27当初の良好な景観を維持している。(H29年度末)



デザインが一部変更しているものの、良好な景観を維持している。(H29年度末)

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

御殿場市景観計画の策定  
[市、地域住民、事業者]

御殿場市景観計画に基づく規制誘導  
[市]

御殿場市総合景観条例の制定  
[市、地域住民、事業者]

御殿場市総合景観条例に基づく規制誘導  
[市]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・サービスエリア内は緑化に配慮し、整備を行っている。今後も引き続き継続する。
- ・サービスエリア内で未申請の屋外広告物も見られるため、申請するよう指導する。
- ・華美な広告旗の設置が見られる。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



- ・一般規制地区であり、具体的なマンセル値基準が条例で定められておらず、大幅な改善は見込まれない。
- ・施設の管理者である中日本高速道路株式会社と協力して良好な景観を維持していく。

## 評価

足柄サービスエリア(上り)は、御殿場市の市境に位置し、滞在型サービスエリアとして店舗だけでなく、入浴・宿泊施設を備える等、複合商業施設化が図られている。  
施設内はところどころに緑があふれており、訪れる人を癒しの空間へと誘っている。  
今後も、華美な色彩の屋外広告物、建築物等の設置を控え、施設管理者と協力しながら、良好な景観を維持していく。

B

# 2-3|東名足柄SA(下り線)

[小山町]

場所  
関連計画

小山町  
小山町景観計画  
静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



SA周辺のまちづくりについて、地元住民と考える勉強会を開催(H25年度)



足柄スマートインターチェンジ(H25年度)



足柄スマートインターチェンジ(下り線)の完成イメージ



小山町景観計画策定

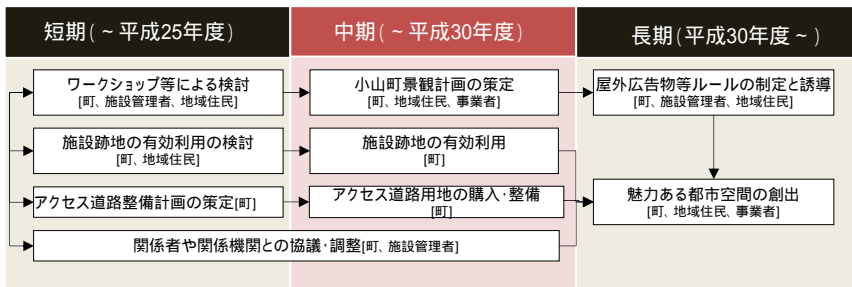


東名高速道路足柄サービスエリアと町道との連結許可書伝達式(H28.6.6)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



平成31年3月に足柄サービスエリアスマートインターチェンジが開通されるため、足柄地区の玄関口として相応しい景観形成を図る。  
また、足柄サービスエリア周辺の跡地利用者と、景観に対する配慮・調整を実施し周辺環境に調和するよう景観誘導を実施する。



## 課題



施設周辺の開発業者や関係各所との景観に関する連絡体制づくり

## 評価

足柄SAは、平成30年度に足柄スマートインターチェンジの開通が予定されており、施設周辺の開発が期待されている。  
このような状況下で、平成27年度末に策定した小山町景観計画は、富士山・金時山の景観保全を目的とした誘導が可能となり、計画策定の効果が得られた。

B

# 2-4|新東名小山PA(仮)

[小山町]

場所  
関連計画

小山町  
小山町景観計画  
静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)

## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



土地利用構想について地元説明会を開催(H25年度)



(仮称)小山パーキングエリア周辺地区地権者等協議会を設置



小山町景観計画を策定



(仮称)小山パーキングエリア周辺地区現況



(仮称)小山パーキングエリア周辺地区開発構想を策定(H29年度)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



新東名開通に伴い、周辺町道の屋外広告物規制の強化を行う。また、周辺地区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車競技ロードレースのコースとなるため、町のレガシーとして景観の保全を図るため、周辺事業者・開発者と景観形成に対する誘導・調整を行う。

### 課題



・周辺事業者・開発事業者との景観に対する意識の統一  
・開発計画担当部署、開発事業者との景観に関する連絡体制づくり

### 評価

新東名の工事が着手され、周辺の開発計画が進められている。このような状況下で、平成27年度末に策定した小山町景観計画は、富士山・金時山の景観保全を目的とした誘導が可能となり、計画策定の効果が今後期待できる。

B

# 2-5|道の駅富士川楽座

[富士市]

場所  
関連計画

富士市  
富士市景観計画  
富士市屋外広告物条例(特別規制地域)

## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



野立看板が設置されている。(H25年度当初)



展望スペースからの眺め。(H25年度当初)



施設の屋根を利用して店舗名が記載されている。(H25年度当初)



効果あり

野立看板が撤去され、店舗入り口の様子がすっきりとした。(H25年度末)



効果あり

店舗の変更に合わせ、低彩度色の看板に変わり落ち着いた雰囲気となった。(H25年度末)



効果あり

屋根の塗装修繕に合わせ、描かれていた文字がなくなりスッキリした。(H25年度末)



観覧車を新設し、新しい視点場ができた。

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



新々富士川橋の新設  
屋外広告物の是正指導

### 課題

- ・建物・工作物などの申請の際に景観形成基準に準拠するよう誘導
- ・施設周辺の清掃

### 評価

- ・広告物などの是正指導を行い、富士山眺望が保たれている。
- ・観覧車の新設により、新しい形で海・市街地・富士山への眺望の形成をはかった。

C



短期(～平成25年度)	中期(～平成30年度)	長期(平成30年度～)
現状分析	視点場の選定、整備、維持管理[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	案内看板のデザイン統一化・集合化[施設管理者、市、事業者]	
	工作物への規制検討[施設管理者、市、地域住民、事業者]	X
	施設周辺の修景(清掃、樹木、民間施設)[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	違反広告物の是正指導[県、市]	
	富士市屋外広告物条例に基づく規制誘導[市]	
	景観に対する市民の意識向上[市、地域住民、事業者]	



# 2-6|道の駅朝霧高原

[富士宮市]

場所  
関連計画

富士宮市  
富士宮市市景観計画(重点地区候補箇所)、  
富士宮市屋外広告物条例(自然公園規制地域)、自然公園法



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



朝霧高原ごみゼロ月間キャンペーン(平成26年度)



朝霧WSにおける景観形成活動(朝霧地区ごみゼロ活動宣言のPR)



道の駅周辺の違反看板の様子



富士山眺望の保全・活用('富士宮市富士山眺望点'として指定)



オリジナル「ゴミ持ち帰り袋」(持ち手をしばると富士山型に)



朝霧ワーキングの様子



違反看板の撤去され景観形成が改善された



富士山眺望点

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

富士宮市景観計画に基づく規制誘導(市)

富士宮市屋外広告物条例に基づく規制誘導(市)

屋外広告業者に対する指導(県、市)

朝霧地区景観形成ワークショップ会議での景観形成活動(国、県、市、地域住民、事業者、NPO等)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・屋外広告物の違反是正
- ・沿道景観の維持管理
- ・富士山眺望の保全・活用
- ・道の駅の屋根改修

## 代表的な視点場からの景観



富士山眺望点からの風景

## 課題

- ・建築物の屋根色について、周辺環境や富士山眺望に配慮した色彩の検討
- ・景観条例や市屋外広告物に基づく規制誘導
- ・現状景観の適切な維持管理

## 評価

観光地エリア景観計画の策定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。  
朝霧地区景観形成ワークショップ会議での活動により官民一体となって景観形成に取り組むことができた。

B

# 2-7|道の駅すばしり

[小山町]

場所  
関連計画

小山町  
小山町景観計画 景観形成重点地区  
静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



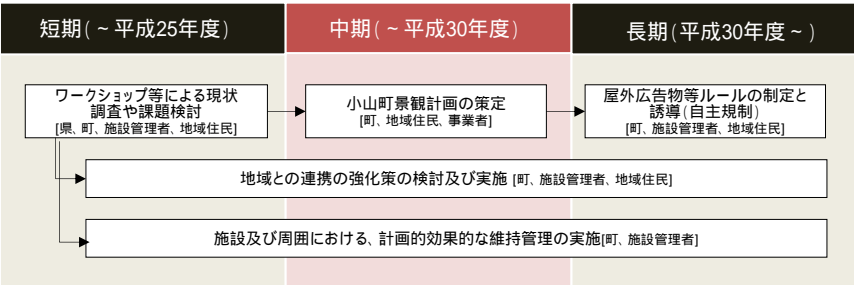
緑地帯の管理が徹底されていない。  
(H25年度当初)



除草が行われ、適切に管理されている緑地帯  
(H25年度末 -)



景観計画において景観形成重点地区に位置づけ



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



適切な緑地の管理を行い、富士登山口への玄関口として、良好な景観形成を行う。また、観光地エリア景観計画を策定し、富士山エリアの面的な景観形成を実現していくため、行政・地域住民・事業者と調整し、景観の将来ビジョンについて調整する。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



- ・緑地管理のための関係各所調整
- ・景観形成重点地区内の施設としての運用調整
- ・観光地エリア景観計画策定に伴う、行政・地元・事業者との将来ビジョンの統一

## 評価

当施設は、富士山に一番近い道の駅であり、景観計画では景観形成重点地区として指定をした。施設内の緑地を管理することで、富士山の視点場としての環境を整備し、来訪者への好評を得ることができた。

B

# 2-8|道の駅ふじおやま

[小山町]

場所  
関連計画

小山町  
小山町景観計画  
静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



地域のまちづくりを住民と一緒に考えるサロンを開催(H25年度)



敷地内の緑地管理が徹底されていない



富士山の眺望について検討(H26年度当初)



効果あり

きれいに管理された緑地帯(H26年度～)



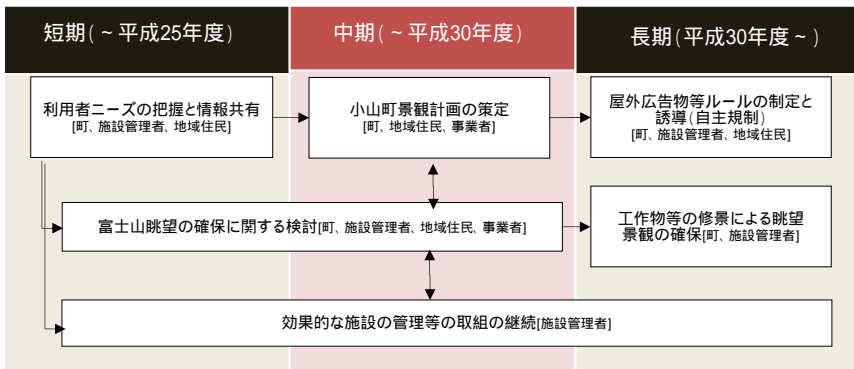
効果あり

緑地帯の管理(H26年度中間)



効果あり

施設内に、富士山を一望できるレストランを景観に配慮した色合いで建築(H29年度末)



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



・適切な緑地の管理を行うとともに、周辺環境への景観誘導を実施し、富士山の視点場として来場者が楽しめる景観形成を図る。

## 課題



・施設管理者との調整  
・周辺地区の景観指導計画策定の検討

## 評価

道の駅ふじおやまからは平地から富士山を望むことができるため、平成25年度には富士山を一望できるテラス席を設置、平成29年度には富士山を見ながら食事ができるレストランを増築し、多くの来場者から好評を博している。  
また、緑地管理をすることで、施設全体の印象を改善することができた。

B

# 3-1|沼津港 [沼津市]

場所  
関連計画

沼津市  
沼津市景観計画(景観形成重点地区(H26.4))、沼津市屋外広告物条例(普通規制地域)、沼津港振興ビジョン空間計画・施設計画



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



沼津港八十三番地

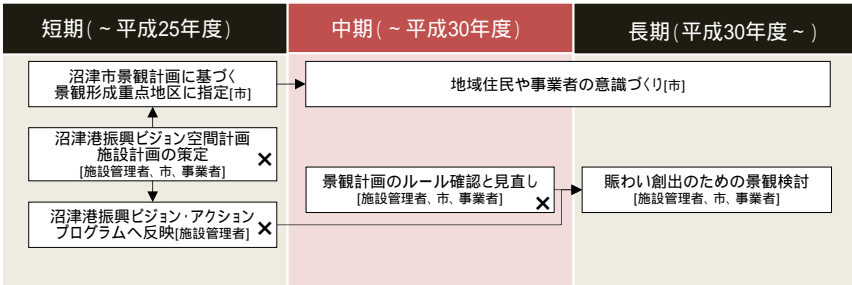


沼津港と富士山



水産祭りの様子

深海水族館や魚市場に加え、飲食店が軒を連ねて、市内外から多くの観光客が訪れるため、魚市場の新たな賑わいの創出や千本松原や富士山、駿河湾といった眺望景観の保全に努めた。



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



外構部分に置かれている鉄くずや港入り口に設置された景観形成基準から外れた建築物等を沼津港の整備に併せ改善していく。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



沼津港みなとまちづくり推進計画に基づく、地域住民や事業者との合意形成が遅れているため、計画の進捗に併せて、景観形成基準の説明や計画の見直しを必要に応じて検討する必要がある。

## 評価

景観計画において、沼津港周辺エリアとして重点地区に位置付け、景観形成基準を設けている。今後、沼津港みなとまちづくり推進計画の進捗に併せて、観光地エリア景観計画を策定し、景観に配慮した観光地整備を行っていく。

C

# 3-2|田子の浦港

[富士市]

場所  
関連計画

富士市  
富士市景観計画 (景観重要公共施設)、田子の浦港みなと色彩計画  
富士市屋外広告物条例(特別規制地域、普通規制地域)

## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



工場景観の維持はできているため、より向上できるように誘導。(H27年度末)



新たな視点場の創設

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



・不要な煙突の撤去

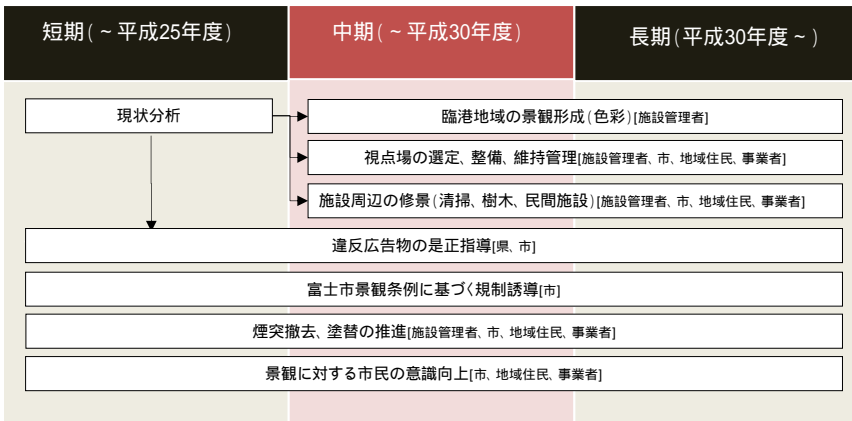
### 課題

工場、倉庫などの大規模な建築物もたらず圧迫感の軽減、それらの建築物の適正な維持管理や、不要な煙突の撤去。

### 評価

「海と富士山」が眺望できる新たな視点場が新設され、富士市特有の景観を形成することができている。  
工場や倉庫などの建築物においても良好な景観を配慮し、周囲と調和した色彩となっている。  
しかし、煙突においては富士山を背景に目立っているため、改修の際には低彩度におさえるように指導し、不要な煙突に関しては撤去を進めるよう撤去意向の調査や補助制度の案内を続けるべきである。

B



# 4-1|富士山本宮浅間大社

[富士宮市]

場所  
関連計画

富士宮市  
富士宮市市景観計画(景観形成重点地区)、富士宮市屋外広告物条例(特別重点規制地域)、  
岳南広域都市計画高度地区、富士宮市「史跡富士山」整備基本計画、国指定重要文化財



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



景観形成重点地区の基準に適合しない  
広告物がある(H29年度当初)



ふれあい広場整備前



電線の富士山への景観阻害



地区内に位置する民間工作物(集水塔)改  
修前(H29年度当初)



景観形成基準に準拠した看板になった  
(H29年度末)



ふれあい広場の整備



電柱移設



改修し、景観形成基準に準拠したもの  
となった(H29年度末)



浅間大社周辺地区を景観形成の重点地区に  
指定するとともに、岳南広域都市計画高度地  
区に指定し、建築物の高さ規制を図った  
(H28年度)

短期(～平成25年度)	中期(～平成30年度)	長期(平成30年度～)
施設の価値判断と保全方法の整理 [市]	施設の保全方法の検討 [市]	施設の適正な保全 [市]
サイン案内板の設置調査 [施設管理者]	サイン案内板の設置調査・整備 [施設管理者]	サイン案内板の整備 [施設管理者]
富士宮市景観計画に基づく規制誘導 [市]		
富士宮市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]		
屋外広告業者に対する指導 [県、市]		

## 代表的な視点場からの景観



Before



After

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



・周辺風景の適切な維持管理  
・参道軸の整備

## 課題

- ・景観条例や市屋外広告物に基づく規制誘導
- ・現状景観の適切な維持管理
- ・世界遺産センターからの富士山眺望の創出

## 評価

景観計画の重点地区に指定し、重点的に景観形成を進めている。  
富士山眺望を阻害していた電線の移設等、富士山眺望が大きく改善さ  
れた。



# 4-2|山宮浅間神社

[富士宮市]

場所  
関連計画

富士宮市  
富士宮市市景観計画、富士宮市屋外広告物条例(特別重点規制地域)、  
富士宮市「史跡富士山」整備基本計画



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



階段の手摺の老朽化(H27年度当初)



遷拝所の老朽化(H27年度当初)



(H27年度当初)



(H27年度当初)



手摺の整備(H27年度末)



遷拝所の整備(H27年度末)



案内看板の整備(H27年度末)



案内看板の整備(H27年度末)

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

現地調査

景観支障物の撤去、整備 [市、地域住民、事業者]

屋外広告物の是正指導 [県、市]

関係機関との協議調整  
[施設管理者、県、市、事業者]

公共施設の景観配慮 [県、市、施設管理者]

施設整備(サイン整備等) [市]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



・周辺風景の適切な維持管理

## 代表的な視点場からの景観



駐車場からの富士山眺望

## 課題



・市景観条例や市屋外広告物条例に基づく規制誘導  
・現状景観の適切な維持管理  
・歴史的景観の復活

## 評価

観光地エリア景観計画の策定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。  
景観に配慮した公共施設や案内サイン等の整備により、富士山眺望が改善された。

B

# 4-3|村山浅間神社

[富士宮市]

場所  
関連計画

富士宮市  
富士宮市市景観計画、富士宮市屋外広告物条例(特別重点規制地域)、  
富士宮市「史跡富士山」整備基本計画



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



施設整備(トイレ)整備前(H25年度当初)



案内サインの整備前(H26年度当初)



総合案内板の整備前(H26年度当初)



大日堂の保存修理前(H26年度当初)



施設整備(トイレ)整備後(H25年度末)



案内サインの整備(H26年度末)



総合案内板の整備完了(H26年度末)

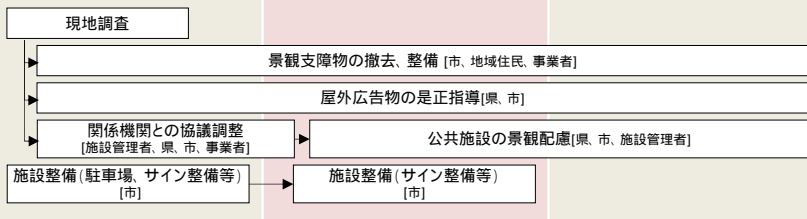


大日堂の保存修理完了(H26年度末)

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



・周辺風景の適切な維持管理

## 代表的な視点場からの景観



参道の様子

## 課題

- ・景観条例や市屋外広告物に基づく規制誘導
- ・現状景観の適切な維持管理
- ・周辺の山林の間引き等による歴史的景観の復活

## 評価

観光地エリア景観計画の策定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。  
景観に配慮した公共施設や案内サイン等の整備により、敷地周辺の景観が改善された。

B



# 4-4|須山浅間神社

[裾野市]

場所  
関連計画

裾野市  
裾野市景観計画 (H25.4)  
裾野市屋外広告物条例 (特別規制地域)



## 計画策定 (平成24年度末) から平成29年度までの取組成果



新たに整備する休憩所・トイレは景観に配慮したものとす (H26年度当初)



境内へ至る道路・河川を改良 (H23年度末)



のぼり旗が景観を阻害 (H26年度当初)

効果あり



駐車場・休憩所トイレの整備完了。案内標識も景観に配慮したものとす。(H27年度)

効果あり



周辺景観に馴染むよう護岸の土のうを植生土のうとした。(H24年度)

効果あり



のぼり旗が撤去され、景観が回復。(H27年度当初)

短期 (~ 平成25年度)

中期 (~ 平成30年度)

長期 (平成30年度 ~)

施設整備 (サイン整備) [市]

周辺樹林地の保全 [施設管理者]

保全地域の設定 [市、施設管理者] ×

現状景観の維持 [施設管理者、市、地域住民、事業者]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



境内へ至る道路沿いのガードレールが一部汚損しており、また白色であることから周辺景観を阻害している。ブチメンテナンスを実施していく。境内は現状景観を維持。

## 課題



ハート灯籠や初の本殿一般公開が好評を博し、参拝者増へ繋がってる。参拝者がまた来たくなるような魅力を形成し続けることが課題。

## 評価

境内へいたる道路の景観配慮は必要なものの、現在はのぼり旗も撤去されている。また、駐車場とトイレの整備も完了し、設置場所を社殿から視認しにくい場所に選定したことも魅力向上へ繋がった。境内は、ご神木を含め一群のスギの巨木に覆われており、神聖な雰囲気にも包まれている。

B

# 4-5|富士浅間神社

[小山町]

場所  
関連計画

小山町  
小山町景観計画 景観形成重点地区  
静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



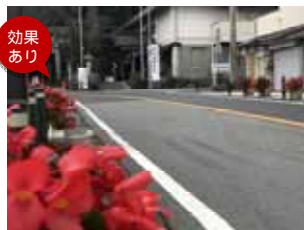
地元花の会による花鉢の設置  
(H26年度当初)



ガードレールは白、ガードパイプは茶、色が統一されていない。(H27年度当初)



富士山一斉清掃による富士浅間神社の清掃



効果あり

地元花の会による花鉢設置の継続  
(H26年度～)



効果あり

プチメンテナンスによりダークブラウンに統一  
(H27年度中間～)

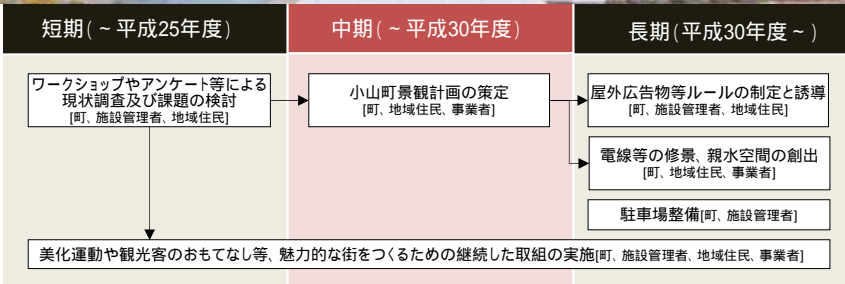


構成資産記念銘を設置



効果あり

富士山一斉清掃による富士浅間神社の清掃の継続



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



浅間神社、富士山登山道の玄関口として、景観形成を図るため、引き続き地元地元住民と連携し、プチメンテナンスを継続する。また、全面道路は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における自転車ロードレース競技大会のコースとなっているため、来訪者が競技と景観を楽しめるよう、良好な景観形成を図る。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



- ・周辺地区の修景作業を行う地元協力住民との調整継続
- ・小山町無電柱化推進計画策定のための関係各所の調整

## 評価

富士山一斉清掃を継続して実施することで、富士山の保全がされている。  
また、地元住民と協働でプチメンテナンスを実施したことにより、良好な景観形成ができた。  
プチメンテナンスは継続して実施されており、さらなる良好な景観形成が期待される。  
景観計画では景観形成重点地区に指定をし、景観保全がなされている。



# 4-6|人穴富士講遺跡

[富士宮市]

場所  
関連計画

富士宮市  
富士宮市市景観計画、富士宮市屋外広告物条例(自然公園規制地域)、  
富士宮市「史跡富士山」整備基本計画



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



階段の手摺がない(H27年度当初)



歩経路整備前(H27年度当初)



碑塔群内歩経路整備前(H27年度当初)



案内看板設置前(H27年度当初)



景観に配慮した手摺の整備(H27年度末)



歩経路コンクリート舗装(H27年度末)



碑塔群内歩経路整備(H27年度末)



案内看板の設置(H27年度末)

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

現地調査

景観支障物の撤去、整備 [市、地域住民、事業者]

屋外広告物の是正指導 [県・市]

関係機関との協議調整  
[施設管理者、県、市、事業者]

公共施設の景観配慮  
[県、市、施設管理者]

施設整備(駐車場、サイン整備、見学路の整備等) [市]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・施設周辺の景観支障物の撤去、整備
- ・施設の適切な維持管理

## 代表的な視点場からの景観



周辺道路からの富士山眺望

## 課題

- ・景観条例や市屋外広告物に基づく規制誘導
- ・現状景観の適切な維持管理
- ・周辺の山林の間引き等による歴史的景観の復活

## 評価

- ・観光地エリア景観計画の策定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。
- ・景観に配慮した公共施設や案内サイン等の整備により、富士山眺望が改善された。

B

# 4-7|白糸の滝

[富士宮市]

場所  
関連計画

富士宮市  
富士宮市市景観計画、富士宮市屋外広告物条例(自然公園規制地域)、  
名勝及び天然記念物白糸ノ滝整備基本計画、  
名勝及び天然記念物白糸ノ滝保存管理計画、自然公園法(特別地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



整備前(H25年度当初)



駐車場から滝壺に向かう園路途中にある公園  
予定地(H25年度当初)



白糸自然公園との連絡通路、整備前の様子  
(H27年度)



景観に配慮した白糸の滝周辺の店舗改修



橋梁整備(H25年度末)



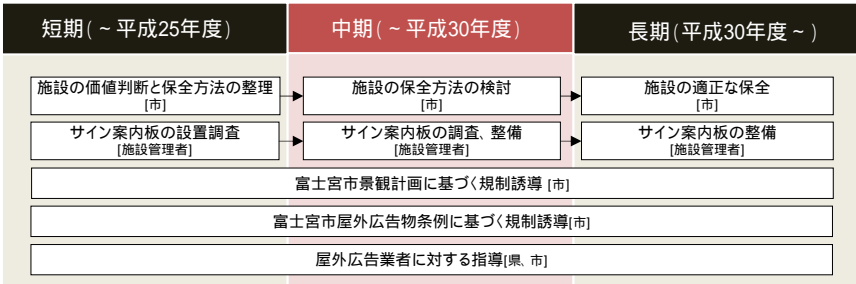
富士山の眺望を楽しめる公園整備を実施  
(H25年度末)



連絡通路完成後の様子(H27年度末)



施設内のサインは、色彩・デザインともに景  
観に配慮したものを設置



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・曾我橋、市営駐車場の整備
- ・白糸ノ滝周辺の無電柱化
- ・周辺風景の適切な維持管理

## 代表的な視点場からの景観



紅葉と富士山眺望

## 課題

- ・公共施設の整備に伴う景観配慮
- ・白糸ノ滝売店集約化の協議・地元調整
- ・景観条例や市屋外広告物に基づく規制誘導

## 評価

観光地エリア景観計画の策定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。  
景観に配慮した公共施設や案内サイン等の整備により、富士山眺望が改善された。

B

# 5-1|三嶋大社

[三島市]

場所  
関連計画

三島市  
三島市景観計画(景観重点整備地区)  
三島市屋外広告物条例(普通地域、屋外広告物誘導整備地区)、国指定重要文化財



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



「大社の社」の建設箇所(H25年度当初)



店舗併用住宅の建設現場(H25年度当初)



効果あり

景観重点整備地区の基準を遵守し、格子状のエントランスルーフなど、和を意識した空間を演出している。(H29年度末)



効果あり

大社の社への通り抜けや木製羽目板張りの外壁など、景観重点整備地区の基準を遵守した建設となっている。(H29年度末)



効果あり

H27年に新たに屋外広告物の申請があった飲食店について、三嶋大社の景観と調和するものに変更するよう指導し成果を上げた。のぼり旗が設置されているので、パトロールなどの際に周知・指導していく必要がある。

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

三島市景観計画(景観重点整備地区)に基づく整備推進  
(公共施設、建築物等の規模・位置・数量・意匠)[県、市、地域住民、事業者]

屋外広告物誘導整備地区の検討  
[市、地域住民、事業者]

三島市屋外広告物条例(屋外広告物誘導整備地区)に基づく規制誘導  
[市]

屋外広告業者に対する指導 [県、市] ○

無電柱化の検討  
[県、市、地域住民、事業者] ×

無電柱化の推進  
[県、市、地域住民、事業者]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



平成29年12月に三嶋大社周辺の地区において、屋外広告物誘導整備地区及び景観重点整備地区を指定した。今後は地域住民や屋外広告業者などの理解・協力を得ながら、歴史的な趣きを感じられるまちなみの形成を図っていく。  
なお、屋外広告物誘導整備地区の指定により既存不適格となった広告物については、指定日から3年間の経過措置が講じられているため、周知と是正指導を行っていく。

## 代表的な視点場からの景観



三嶋大社を望む、旧下田街道からの景観。電線類地中化事業が完了し、電柱・電線のないすっきりとした景観となっている。  
また、左側の柳は三嶋大社の向かいに立地している土産店に植栽されているものであるが、三嶋大社の門前にふさわしい景観となっている。

## 課題



屋外広告物誘導整備地区や景観重点整備地区の指定により、歴史的な趣きを感じられるまちなみの形成の取り組みを進めていくが、写真のように三嶋大社の近くで富士山が見通せる通りであるにも関わらず、電線・電柱や古いアーケード等により富士山眺望が阻害され、景観が損なわれている箇所もあり改善が必要である。

## 評価

・三島市を代表する歴史的建造物である三嶋大社の周辺において、歴史的なまちなみの形成を図ること等を目的として、H20年度に三嶋大社の門前を含む「大通り地区」、H29年度に三嶋大社に隣接する「赤橋(御殿川・鎌倉古道)地区」において景観重点整備地区を指定し、同じくH29年度に三嶋大社周辺地区において屋外広告物誘導整備地区を指定した。  
・今後は、これらの制度を適切に管理し、三嶋大社周辺にふさわしいまちなみを誘導していくとともに、富士山眺望を確保するため、電線類地中化事業についても検討していく必要がある。

B

# 5-2|岩本山公園

[富士市]

場所  
関連計画

富士市  
富士市景観計画(景観重要公共施設)  
富士市屋外広告物条例(普通規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



ごみ箱の塗装がはげている。(H25年度当初)



鉄塔があり、富士山が見えにくい。



ごみ箱を自動販売機の色に合わせて景観配慮色(こげ茶)で塗装。(H25年度末)

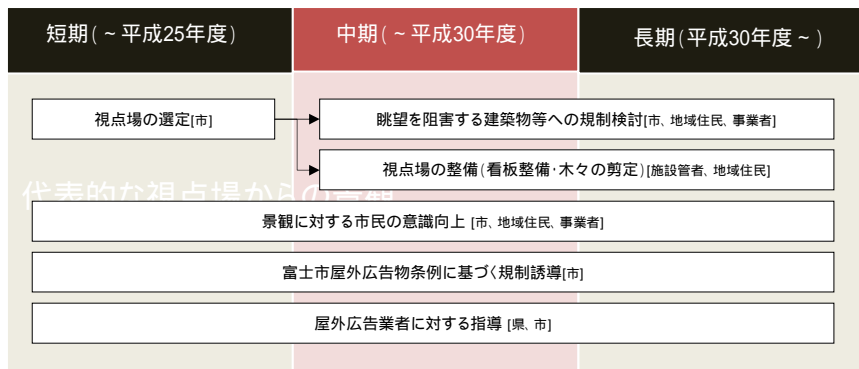


鉄塔が撤去され、眺望景観が改善した。(H26年度)



既存展望デッキを拡大し、市内を一望できる張り出しデッキを設置(H27年度)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



園内の清掃・維持管理

### 課題

- ・富士山への眺めを阻害する電柱、電線の排除
- ・施設周辺の清掃

### 評価

新たな視点場となる展望台の創設がされ、高台の公園という長所を生かした、眺望の充実した公園となっている。  
園内の清掃・維持管理され、人も多くにぎわっている。

# 5-3|東山湖周辺

[御殿場市]

場所  
関連計画

御殿場市  
御殿場市総合景観条例(景観整備重点地区)  
御殿場市観光地エリア景観計画(東山・二の岡地区)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



富士山の眺望を阻害する屋外広告物の掲出が見られる。(H26年度当初)



防護柵が単管パイプで出来ており、景観を阻害している(H27年度当初)

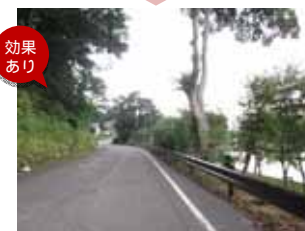


派手な屋外広告物が乱立している。(H27年度当初)



効果あり

屋外広告物を撤去し、富士山眺望を保全した。(H29年度末)



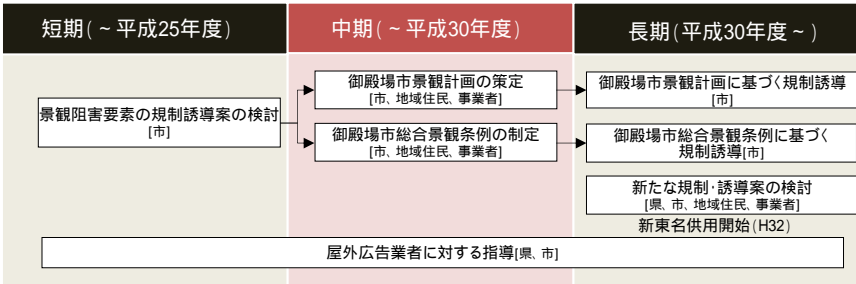
効果あり

擬木をイメージしたガードレールへ設置変更した。(H29年度末)



効果あり

相互間距離、表示面積、板面内容等が是正され、基準に適合した状態になっている。(H29年度末)



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・富士山の眺望を阻害する高い建築物等の抑制(御殿場市景観計画による規制)
- ・観光地としての更なる活性化(観光地エリア景観計画に準じた計画)

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



- ・既に閉店した店舗の跡地利用について
- ・観光地として活性化していくための官民、地元協力体制の構築
- ・違反広告物等の指導

## 評価

当地区は、市内で最も景観を重視している景観整備重点地区「東山・二の岡地区」内にある。また、平成29年度には、当地区周辺を対象エリアとした観光地エリア景観計画を策定した。ガードレールパイプの塗装や、屋外広告物の改善等、景観に配慮した工物等に変更された。また、新たな観光施設ホテルの建設等、観光地としても活性化が見られる。今後は官民、地元で、本地域の更なる活性化を目指す。



# 5-4|狩野川ふれあい広場

[清水町]

場所  
関連計画

清水町  
静岡県屋外広告物条例(普通規制地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



新設する徳倉橋の側道橋について、色彩の検討を行った。



管理用道路はインターロッキング及びアスファルト舗装で整備されている。



パークゴルフ施設、芝生広場、多目的広場、陸上グラウンドを整備済み。



既設橋と比較し落ち着いた色彩となった。(マンセル値 5B3/2)



ジョギングコースとしても利用されている。



町内の多くの方が利用されている。

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

広場(河川敷)の維持管理[施設管理者、町、地域住民]

各種イベントの継続[施設管理者、町、地域住民]

周辺構造物(橋梁等)の修景について協議調整[施設管理者、町、地域住民、事業者]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



狩野川ふれあい広場は、狩野川左岸の河川区域を利用した施設で、予定される施設や整備は現在完成状態であるため、現機能の維持及び保全に努めていく。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



北側にある橋梁については、平成21年度に現在のライトブルーに塗り替えをしており、塗り替えの期間は20年～30年となるため、次の塗り替え時期までは時間を要する。

## 評価

適正な維持管理及びイベント等による継続的な活用が行われた。  
また北側橋梁の側道橋の色彩検討にも立ち会い、既設橋と比較し明度・彩度の下がった落ち着いた色となった。

B



# 5-5|柿田川公園

[清水町]

場所  
関連計画

清水町  
静岡県屋外広告物条例(普通規制地域)  
柿田川保存管理計画、柿田川自然再生計画、国指定天然記念物



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



駐車場から展望台へは直接往来ができなかった。



池の水量が確保されておらず、逆さ富士が映っていない。



草木が繁茂している。



駐車場から展望台へと向かう連絡通路を整備した。



用水組合との協議を行い、丸池の池水の常時確保を図っている。



民間の団体主導のもと、年に2回程度柿田川の清掃活動を行っている。

短期(～平成25年度)

中期(～平成30年度)

長期(平成30年度～)

柿田川公園検討委員会による整備計画の検討[施設管理者、町、地域住民]

適正な維持管理の推進[施設管理者、町、地域住民]

公園整備(丸池)に向けた協議調整・公園整備計画の立案[町、地域住民、関係団体]

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



柿田川公園の施設内は、施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理に加え、案内標識の統一化を推進する。丸池については、周辺との調和を図りながら、湧水を活用した親水公園の整備を進める。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



護岸や工作物等の維持管理にあたっては、貴重な生態系や湧水の保全に努めるとともに、柿田川や周辺のみどり等との調和に配慮し、公園内の施設については、柿田川の美しさを引き立てるものとなるよう配慮する必要がある。

## 評価

柿田川公園、丸池について、観光地エリア景観計画の対象地とするなど、重点的に景観形成を進めている。清水町を象徴する景観である柿田川の景観を守るため、柿田川の清掃や外来種の駆除などを恒常的に行い、自然環境の保全を図った。



# 5-6|鮎壺の滝

[長泉町]

場所  
関連計画

長泉町  
長泉町景観重要公共施設、静岡県屋外広告物条例(特別規制地域)、県指定天然記念物



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



看板の彩度が高く、周辺の緑との調和を減じている。(H25年度当初)



照明柱が周辺の景観に調和しておらず、またのぼり旗が立っている。(H25年度当初)



広場の階段がむき出しになっている。(H26年度当初)



雑草が生い茂っている。(H27年度当初)



注意看板の彩度を落とした。(H25年度末)



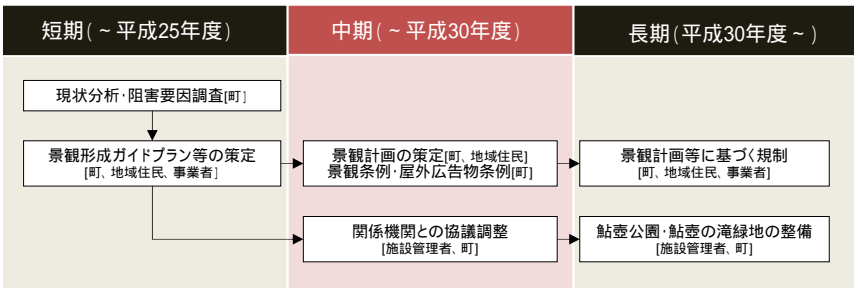
照明柱の塗り替え及びのぼり旗の撤去を行った。(H26年度末)



階段を植栽により修景を行った。(H27年度末)



リバーフレンドシップによる美化活動を行っている。(H29年度末)



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



下記の改善も考慮の上、鮎壺公園の整備に向けた取り組みを進めていく。  
 ・公園内の物置  
 ・立入制限箇所のロープ  
 ・水利組合の水門

## 課題



ジオパークに指定されたことから来訪者が増加しているが、最寄駅からの歩行者ネットワークがなく、また駐車場も僅かであるため、周辺整備が望まれる

## 評価

のぼり旗の撤去(整除)やリバーフレンドシップによる美化活動(保全)を重点的に進めることができた。また、H27年度に景観重要公共施設への指定、H29年度末には観光地エリア景観計画の策定を行い、鮎壺公園整備(創出)に向けた取り組みを進めている。



# 5-7|足柄城址・誓いの丘

[小山町]

場所  
関連計画

小山町  
小山町景観計画



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



敷地内の緑地管理が徹底されていない、(H25年度当初)



老朽化により破損したベンチ(H27年度当初)



誓いの丘斜面地に紫陽花を植栽(H27年度当初)



緑地帯の草刈りを行い適切に管理(H25年度末)



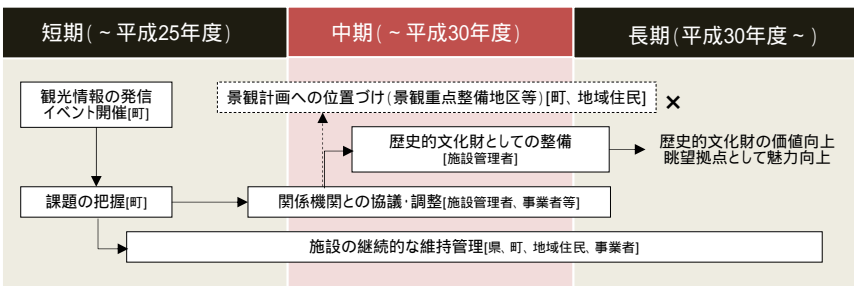
新たなベンチを設置(H27年度中間)



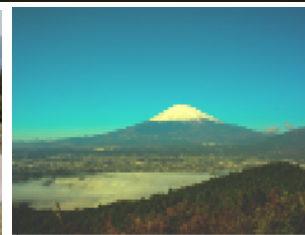
花が咲き、視点が華やかになった、(H29年度末)



足柄峠苗祭りの継続



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



当該地区の観光地エリア景観計画を策定し、来訪者が富士山の絶景が楽しめるよう、トイレやベンチの整備を行う。また、整備の際には、周辺環境に調和した施設となるよう景観誘導を行う。

## 代表的な視点場からの景観



Before(H27年度末)



After(H29年度6月)

## 課題



- 富士山眺望、周辺の自然環境に調和した建築物のデザインの検討
- 良好な景観を保つための体制作り。

## 評価

繁草の除去やベンチの設置など、環境整備を行うことで、富士山を眺める良好な視点場となり、インターネットでの写真投稿もしばしば見られるようになった。景観計画を策定したことにより、視点場からの良好な景観を保つことができている。

C

# (1) | 新東名高速道路

[小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、沼津市、富士市、富士宮市]



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



駿河湾沼津SA(上り)の看板。背後の丘陵地より高く目立っている。(H25年度当初)



駿河湾沼津SA(下り)の看板。背後の丘陵地より高く目立っている。(H25年度当初)



駿河湾沼津SA(上り)の看板。背後の丘陵地より高く目立っている。(H25年度当初)



NEXCOの協力により、ガソリンスタンドの広告塔を建物の高さに合わせて改修(H25年度末)



NEXCOの協力により、ガソリンスタンドの広告塔を建物の高さに合わせて改修(H25年度末)

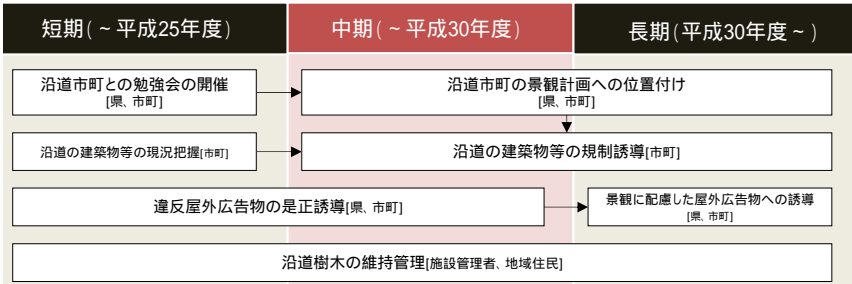


NEXCOの協力により、ガソリンスタンドの広告塔を建物の高さに合わせて改修(H25年度末)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・道路管理者が設置する広告物等への景観配慮の要請を行う。
- ・周辺市町と連携し、景観眺望の確保に向け、景観計画への位置付けを検討する。



## 代表的な視点場からの景観



## 課題



沿線の景観支障物の把握及び眺望の確保が必要。

## 評価

NEXCOの協力により、ガソリンスタンドの広告塔を建物の高さに合わせて改修した景観配慮の取組は他地域の参考となるような好事例である。

引き続き、沿道市町と連携し、景観整備の方向性について検討を行う。

B

# (2)|ぐるり・富士山風景街道

[小山町、御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市]



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



ごみ減量大作戦の様子(84名の公募ボランティアが参加した)(H25年度)



道路沿道にゴミ・雑草が多い。



屋外広告物が周辺の景観に調和していない(標準の店舗色)



国道139号沿道に案内看板が乱立していた。



不法投棄防止パトロールを実施(年2回)(H25年度)



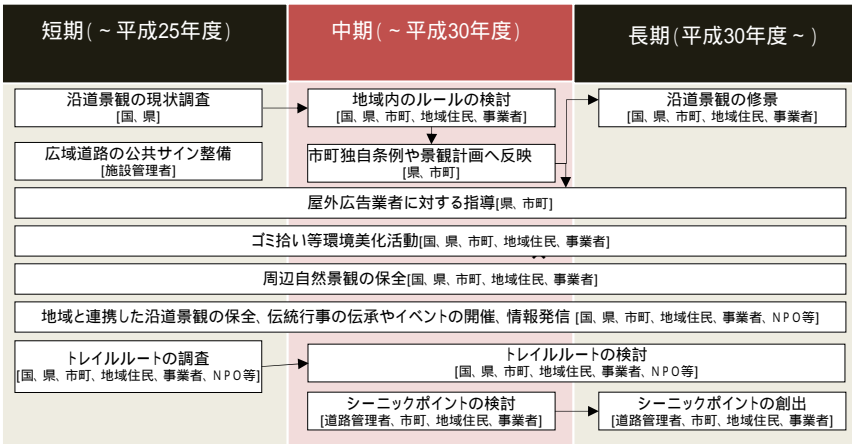
地域住民、地元高校生、行政によるぐるり富士山一周清掃によるごみ拾い・草刈りの実施(H27～年1回)



店舗改修に伴い、市屋外広告物条例等に準拠したデザインになった。(H29年度末)



乱立していた看板を集約化し、ガードレールをダークブラウンにしたことで周辺の景観と調和した。(H24年度末)



朝霧高原根原地区の火入れの実施、茅場としてのススキの平原を維持

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・ぐるり富士山風景街道一周清掃への参加・協力が維持・改善された。
- ・ぐるり富士山風景街道サイクリングルートの検討
- ・市景観条例及び市屋外広告物条例に基づく規制誘導
- ・朝霧高原根原地区の火入れの継続

## 代表的な視点場からの景観



H29第3回ぐるり富士山風景街道一周清掃

## 課題



- ・現状景観の適切な維持管理
- ・市景観条例や市屋外広告物条例に基づく規制誘導
- ・民間の屋外広告物だけでなく、公共看板についても配慮が必要

## 評価

官民協働でぐるり富士山風景街道の事業等に取組み、沿道景観が維持・改善された。違反屋外広告物対策等を進める必要がある。

B

# (3)-1|富士見大通り

[富士市]

場所 富士市  
 関連計画 富士中部地区計画、富士市役所周辺地区計画、富士市景観計画、富士市屋外広告物条例(特別規制地域、景観形成型広告整備地区(H25.4予定))



## 計画策定(平成24年度末)から平成30年度までの取組成果



企業ロゴの背景色が高彩度で目立つ色彩となっている。(H25年度当初)



屋上広告の背景色が高彩度で目立つ色彩となっている。



交差点部に看板が多数設置されている様子。(H25年度当初)



交差点部にある看板が高彩度で目立っている。(H27年度当初)



事前相談があり、景観形成基準を説明し、ロゴの反転をもらった。(H25年度末)



事前相談があり、景観形成基準を説明し、基準に適合するものにしてもらった



案内看板2枚が撤去された。面的に設置されている看板群の一部が改善。(H25年度末)



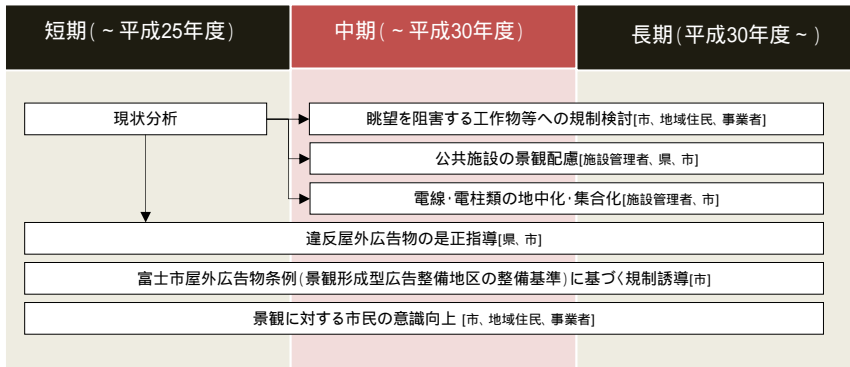
事前相談があり、景観形成基準を説明し、基準に適合するものにしてもらった。(H30年度当初)

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



屋上広告物の地の色と文字色を反転してもらう予定。

未申請で設置されている広告物、景観形成基準を満たしていない広告物の是正指導をする。



## 課題

未申請で設置されている広告物、景観形成基準を満たしていない広告物の是正指導及び施設周辺の清掃。

## 評価

景観形成型広告整備地区の指定を行うなど、重点的に景観形成を進めている。  
 景観形成基準に適合していない広告物などの是正指導を行い、少しずつ富士山眺望が改善されている。  
 しかし未だ、基準を満たしていない広告物が多い為、今後も是正指導を行っていく。



# (3) -2|東駿河湾環状道路

[三島市]

場所  
関連計画

三島市  
三島市景観計画  
三島市屋外広告物条例(特別規制地域、屋外広告物誘導整備地区)



短期(～平成25年度)	中期(～平成30年度)	長期(平成30年度～)
三島市景観計画に基づく規制誘導針(市)		
	工作物(鉄塔等)の色彩検討 [市、事業者] ×	工作物(鉄塔等)の修景 [市、事業者]
屋外広告物誘導整備地区導入の検討 [市、地域住民、事業者]	三島市屋外広告物条例(屋外広告物誘導整備地区)に基づく規制誘導 ○	
屋外広告業者に対する指導(県、市) ○		

## 代表的な視点場からの景観



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



届出のない看板や適合していない看板がある。



2枚の看板で1つの広告物として掲出している物件がある(相互間距離違反)



カラフルな看板や広告主募集の看板がある。



誘導整備地区の基準に適合した看板に是正された。



指導の結果、基準に適合する看板に是正され、一部は除却された。



是正されるよう指導した結果、除却された。

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



平成27年3月26日に屋外広告物誘導整備地区を指定してから3年が経過し、不適格な広告物はだいぶ減ったが、相対的に「広告主募集」や何も書かれていない看板が目立っている。

また、富士山眺望を阻害している工作物等について、阻害要因を軽減する方策等について検討していく。

## 課題



屋外広告物誘導整備地区の指定から3年が経過し、色彩基準などで不適格な広告物はなくなったが、相対的に「広告主募集」や何も書かれていない茶色の看板が目立っている。一時的なものやむを得ないが、その状態が長くなったり、あるいは件数が増えるような場合には、状況を見ながら除却の指導を行っていく必要がある。

## 評価

東駿河湾環状道路沿道は従前は第二種特別規制地域として屋外広告物の管理・指導を行ってきたが、平成27年度に屋外広告物誘導整備地区に指定し、富士山や箱根の山並み、駿河湾等の優れた眺望にふさわしい、景観に調和した屋外広告物の整備・整序の推進を図ってきた。

誘導整備地区の指定から3年が経過し、多くの看板は改修や除却をするなどは正されてきており、広告物の整序が図られてきている。



# (3) -3|国道138号

[御殿場市]

場所  
関連計画

御殿場市  
御殿場市総合景観条例(景観整備重点地区)  
ぐるり富士山風景街道



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



形状も大きさも不統一な広告物が乱立している。(H26当初)



派手な色彩の屋外広告物・外壁が景観を阻害している。(H26当初)



雑草が伸長し、景観を阻害している。(H27年度当初)



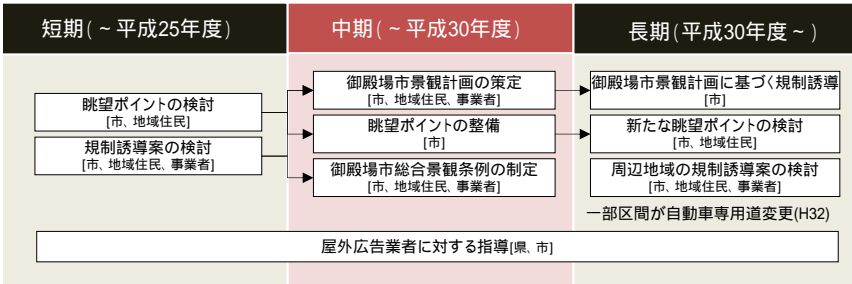
相互間距離、表示面積等、条例に適合した。(H29年度末)



落ち着いた色彩の建築物へと改善。(H29年度末)



国道138号御殿場景観ワークショップの活動により、除草作業が行われた。(H29年度末)



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



- ・条例や景観計画に適合していない屋外広告物・建築物の改善を促す
- ・国道138号御殿場景観ワークショップ活動の継続おける地元・沿道企業・行政の関わり方について検討する
- ・無電柱化を検討する

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



- ・景観計画に適合していない既存不適格の建築物があるが、建て替え又は外観変更時に改善をすれば良い為、早期改善が期待できない。
- ・無電柱化においては、国、県とも協議が必要。
- ・違反広告物等の指導の徹底。

## 評価

当地区は、景観整備重点地区「国道138号等沿道地区」に該当する。平成26年に市独自条例を施行してから4年が経ち、様々な屋外広告物が条例に適合するよう改善してきている。  
また、国道138号御殿場景観ワークショップ会議にて、地元住民、企業、行政で協力し、美化活動を継続する体制を構築している。  
今後は違反広告物の指導・改善、また道路管理者である国土交通省、静岡県とも協議を重ね、無電柱化の協議を進めていく。





# (3) -4|富士山パノラマロード

[裾野市]

場所  
関連計画

裾野市  
裾野市景観計画(景観重要公共施設)(H25.4)  
裾野市屋外広告物条例(景観形成型屋外広告物整備地区)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



沿道の畑が休耕している



基準不適合案内看板の指導の実施が必要(H26年度当初)



効果あり



効果あり

「裾野市パノラマロードを花でいっぱいにする会」による、菜の花とコスモスの播種がおこなわれ、「花と富士山」という景観を創出。(H24年度～H29年度春・秋)



効果あり

基準適合案内看板へ改修(H28年度)

短期(～平成25年度)	中期(～平成30年度)	長期(平成30年度～)
裾野市景観計画の策定 [市、地域住民、事業者]	裾野市景観計画に基づく規制誘導[市]	
市民協働による沿道美化活動の推進 [市、地域住民、事業者]	沿道の樹木の整備 [施設管理者、市、地域住民]	眺望を阻害する電線電柱の改善 [施設管理者、市] X
	公共施設の景観配慮[施設管理者、県、市]	
裾野市屋外広告物条例の検討 [市、地域住民、事業者]	裾野市屋外広告物条例に基づく規制誘導 [市]	
	屋外広告業者に対する指導[県、市] X	

## 代表的な視点場からの景観



## 今後の取組予定箇所・今後の方針



違反広告物の是正指導を実施



白色のガードレールが目立つ

ガードレールを景観色へ塗装

## 課題



違反広告物の是正指導について、まだ手を付けられていない状況であり、是正指導が必要。

## 評価

ボランティア団体による景観作物の播種が長年に亘り実施されており、花の開花時には良好な景観を求め多くの観光客が訪れている。景観重要公共施設や景観形成型屋外広告物整備地区に指定しているため、雄大な自然を堪能できる現状景観を維持することが必要。

B

# (4) | 御浜岬 ~ 内浦湾 [沼津市]

場所  
関連計画

沼津市  
沼津市景観計画、沼津市屋外広告物条例(特別規制地域)  
自然公園法(特別地域)



## 計画策定(平成24年度末)から平成29年度までの取組成果



景観に配慮した道路の整備  
(H26年度当初)



老朽化の進んだ階段(平成25年度当初)



トイレの整備されていない海水浴場  
(H26年度末)



眺望点のベンチの劣化(平成29年度当初)



効果あり

マンホールや道路面の整備を実施(順次)



効果あり

眺望点の足場の整備(H27年度末)



効果あり

トイレの整備(H27年度末)



効果あり

傷を補修し、ペンキを塗装(平成29年度末)

短期(～平成25年度)	中期(～平成30年度)	長期(平成30年度～)
沼津市屋外広告物条例の制定 [市、地域住民、事業者]	沼津市屋外広告物条例の周知、適正運用 [市]	
	屋外広告業者に対する指導[県、市]	
	眺望拠点の維持管理(施設、樹木等)[施設管理者、市、地域住民、事業者]	
	周辺集落の建築物の規制誘導[市、地域住民]	
	公共施設の景観配慮[県、市]	

## 今後の取組予定箇所・今後の方針



伊豆半島が世界ジオパークに認定されたため、観光看板の修繕等、眺望点の整備について検討を行う。

## 代表的な視点場からの景観



## 課題



老朽化した建築物が多いため、今後、建替等の際に、適切に規制誘導できるよう景観に関する規制を周知・啓発していく。

## 評価

沼津市景観計画における重点地区になっているほか、屋外広告物条例でも特別規制地域となっており、景観について、他の地域より規制誘導が進んでいる地域になっている。

B